

自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた申立人が、原発事故直後の平成23年3月に1週間程度福島県外に避難をした後、自主的避難等対象区域に所在する婚約者の実家において生活をし、その後の同年7月に福島県外に避難したところ、この避難に伴う一連の移動に合理性を認めて避難費用（移動交通費）のほか、生活費増加費用（家財道具購入費）が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

・損害項目

（1）避難費用

（期間：自 平成23年3月11日 至 平成23年7月31日）

（2）生活費増加費用

（期間：自 平成23年3月11日 至 平成23年7月31日）

（3）精神的損害

（期間：本件原発事故発生当初の時期）

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、金12万6500円の支払義務があることを認める。

（内訳）

（1）避難費用 4万4000円

（2）生活費増加費用 4万2500円

（3）精神的損害 4万円

第3 既払金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、中間指針追補に基づく生活費増加費用、避難費用及び精神的損害として金8万円を支払い済みであることを確認する。

第4 支払方法

（省略）

第5 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

（1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申

立人が被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。

- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して、別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通を、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和2年8月11日

（仲介委員 櫻井 滋規）